



鳥取県公報

令和3年6月11日（金）
第9308号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（350）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（351）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（352）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（353）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（354）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ伯耆 西伯郡伯耆町大殿952ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1-36
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 変更前 代表取締役 森田 俊作
 変更後 代表取締役 北 哲弥
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
 令和3年4月1日ほか
- 5 届出年月日
 令和3年5月26日
- 6 縦覧に供する書類
 届出書
- 7 縦覧に供する期間
 令和3年6月11日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
 鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び伯耆町企画課経営企画室
- 9 意見書の提出
 大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
門脇 光俊	よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	令和3年6月2日	令和3年4月30日	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
武本 祐	武本クリニック	米子市西福原四丁目9-52	”	”	居宅療養管理指導

鳥取県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
門脇 光俊	よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	令和3年6月2日	令和3年4月30日	介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導
武本 祐	武本クリニック	米子市西福原四丁目9-52	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市加茂町二丁目180	グループホームさんふく	米子市天神町二丁目49	共同生活援助	令和3年5月31日

鳥取県告示第354号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年6月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年5月28日 鳥取県指令第202100056421号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市竹内町字大畑
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市誠道町306
荒谷 靖晃

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月11日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町万代寺93-1	八頭郡八頭町別府地内	土石等の採掘	5.1390ヘクタール	5.1390ヘクタール	2.5565ヘクタール	令和3年5月24日から 令和5年1月8日まで	令和3年5月24日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
				有限会社日吉津土建 代表取締役 松本 吉弘	西伯郡日吉津村日吉津199-6	西伯郡伯耆町二部地内		

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 1式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年1月28日（金）

(4) 納入場所

境港市竹内町925 鳥取県立境港総合技術高等学校 航海実習室

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年6月18日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7432
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 仕様に関する担当部局
〒684-0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859-45-0411
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (4) 入札説明書等の交付方法

令和3年6月11日（金）から同年7月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年6月11日（金）から同年7月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年7月14日（水）から同月26日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月21日（水）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年7月26日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年7月5日（月）午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効

とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radar/ARPA (Automatic Radar Plotting Aids) Simulator equipment and accessories, 1 set

(2) July 5, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 26, 2021 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 21, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7432